

所 報

第 29 号 1997 年 1 月発行
 発行人 翁 長 良 盛
 発行所 沖縄県立教育センター
 〒904-21 沖縄県沖縄市字与儀587番地
 電 話 098-933-7555
 F A X 098-933-3233



適応指導教室「てるしの」設置

適応指導教室は、文部省の事業である「登校拒否（不登校）児童生徒の適応指導のあり方に関する調査研究」を推進するために、平成8年9月に設置されました。

「てるしの」は、沖縄の古謡「おもろそうし」にでてくる言葉で、「太陽」を意味し、子ども本来の姿（明るく、はつらつとエネルギーに輝く姿）をシンボリックに表す言葉であります。

当適応指導教室に通所している子どもたちが、本来の子どもの姿、自分の姿を取り戻し、健やかに伸び伸びと明日へ向かって成長して欲しいという希望が込められています。

目 次

沖縄県適応指導教室「てるしの」	— 1 —
「研究室だより」	
【音 楽 研 究 室】音楽研究室だより	— 2 —
【教育工学研究室】	
教育工学的手法で学習指導の工夫・改善を図ってみませんか	— 4 —
【聴覚・視覚・言語障害教育研究室】心身障害児の就学措置について	— 5 —
【理 科 研 修 課】理科1年長期研修について	— 6 —
シリーズ④ 生きものたちの生活を通して教育をみる	— 8 —

教育工学的手法で 学習指導の工夫・改善を図ってみませんか

【教育工学研究室】

指導主事 立 津 裕 造

教育工学とは、何でしょうか。坂本昂氏は、次のように定義しています。「教育に関係した操作可能なすべての諸要因、すなわち、教育目標、教育内容、教材、教具、教育方法、教育環境、児童生徒の活動、教師の活動やそれらの相互関係を制御して、教育効果を最大ならしめることを実践的に研究する工学である。」

“工学”という語が「固い」「機械」などを連想させ、「むつかしい」というイメージや“とっつきにくい”“よくわからない”などの印象を与えているようです。また、教育工学の初期の頃、OHPやスライドなどの教育機器の利用が盛んに行われたこともあって、教育工学とは、「機器を使って授業を行うこと」等の誤解を抱く方もあります。

確かに、教育機器を有効に活用することは、教育工学の一分野ですが、それがすべてではありません。私たちが日頃実践しているプレテストによる児童生徒の実態把握は、教育工学的な分析の過程と言えましょう。生徒の実態に基づいた教材の準備、配列の工夫、効果的な提示の工夫、個に応じた発問やKRの工夫・・・は、無意識のうちにも教育工学的な和と手法と理論によってなされていると言えると思います。

先日、国の施策として沖縄マルチメディア特区構想がマスコミに取り上げられ、県民に情報化社会の進展を一段と身近に感じさせました。これからの高度情報化社会では、多量の知識を丸暗記するだけでは、あまり意味がありません。それよりも、自ら必要な情報を選択して収集・検索することがでさる能力を身につけ、その情報を正しく主体的に解釈し、自分なりの考えを加味して表現できる“力”をつけることが大切になります。すなわち、「生きる力」につながる能力を培うことです。そのような児童生徒を

育てるために、教師の研修が必要であり、教育工学研究室の役割には大きなものがあると考えております。

教育工学研究室では、平成8年度の長期研修員（半年）として現場の先生方を4人（小2、中1、高1）を採用し、現在2人の後期研修員が励んでおられます。

研究テーマは、「ビデオ教材の作成（小学校社会科の地域教材）」「コンピュータの学習ソフト作成（小学校算数科・中学校理科）」「パソコン通信で学習用フリーソフトの収集とその活用（高等学校化学科）」等で、様々な教科・領域への教育工学的なアプローチを行っております。短期研修講座（8月に実施・4日間）では、授業に生かせるビデオ教材の作成実習を行いました。

そのほかに、県立看護学校の依頼による視聴覚機器の活用やソフト作りの講座を実施しています。保健学科と助産学科の学生が教育工学研究室の講座を受けて、将来、保健婦や助産婦として活躍するために必要OHPのTPプレゼンテーション技法やビデオ編集法、ソフト作りなどを一日がかりで学んで帰ります。

以上、教育工学研究室の仕事の一端をご紹介しましたが、お分かりいただけましたでしょうか。分かって下さいましたならば、今度は先生方が、教育工学的手法で学習指導の工夫・改善を図ってみませんか。教育工学研究室では、いつでも先生方のご来訪を歓迎し、様々な形で先生方との“共働”を目指したいと考えております。

心身障害児の就学措置について

【特殊教育課】

指導主事 西 原 千 男

1 はじめに

心身に障害のある子供達が、個々の障害の状態や発達段階等の実態に即して、適切な教育が受けられるようにするためには、適正な就学相談等の充実が必要である。

県教育委員会においても心身障害児適正就学推進に関する調査研究、心身障害児就学指導地方研究協議会、市町村就学指導担当者研修会、医療行為を必要とする幼児児童生徒の教育対応検討委員会、心身障害児巡回就学・教育相談、来所及び電話による就学相談・教育相談及び県立特殊教育諸学校の教諭に委嘱した心身障害児就学相談員等を配置してその充実に努めているところである。

障害を持つ児童生徒の適正な就学の間を決定するために、その障害の種類や程度等を医学的、心理学的、教育的な観点からの確に判断するため県及び市町村教育委員会においては適正就学指導委員会を設置している。今回は心身に障害のある児童の就学について述べたい。

2 心身に障害のある児童の就学

心身に障害を持つ児童生徒のうち、特殊教育諸学校における教育の対象となる児童生徒の障害の程度については、学校教育法施行令第22条の3に規定されており、これに関する留意事項等及び小・中学校の特殊学級において教育する事が適当な児童生徒の障害の程度等について「教育上特別な取り扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月26日付け文特第309号通知）によって示されている。

各市町村教育委員会においては就学予定者については毎年10月31日までに学齢簿を作成し（学校教育法施行令第2条）、11月31日まではあらかじめ健康診断を行い、心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行うため就学時健康診断を実施している（学校保健法施行令第1条）。

前述の文特第309号通知で、就学指導委員会は都道府県においては医師5人以上、教育職員7人以上及び児童福祉法に定める児童福祉施設の職員3人以上をもって、市町村にあつては、医師2人以上、教育職員7人以上及び児童福祉施設等の職員1人以上をもって組織することが望ましいことと示されている。また、その設置について条例による設置が望ましいこと。

なお、単独で設置することが困難な市町村にあつては、共同設置等の方法を考慮することと記されている。

本県においては53市町村中50市町村（1共同設置を含む）に設置され、就学時健康診断等で特殊教育の対象と見料される就学予定者等について、各市町村の適正就学指導委員会において就学時健康診断、関係学校長からの資料並びに委員による諸資料をもとに心身障害児の適正な就学について審議し、各市町村教育委員会教育長に於て答申を行っている。

その後、市町村教育委員会は12月31日までに、都道府県の教育委員会に対し、就学予定者のうち盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者もしくは病弱者で障害の程度が学校教育法第22条の3に規定する程度の者の氏名等を通知を行う（学校教育法施行令第11条）。

また、就学措置については特殊学級に該当する就学予定者については各市町村教育委員会が、県立特殊教育諸学校に就学するときは都道府県の教育委員会がその保護者に対して1月31日までに就学通知を行う。以上の経過を経て心身に障害をもつ児童の就学に関わる業務が完了する。

3 おわりに

心身障害児の就学相談・教育相談について、文部省に就学への不安をなくし早期から学校関係者が心身に障害を持つ児童の保護者等への相談に対処するため、0歳児からの相談体制の充実を目指して「早期教育相談」の実施を決めた。このことは保護者やもちろん保健所、児童相談所等関係福祉機関及び関係医療機関との連携、学校内における就学相談体制の整備等が課題になってくる。

学校における心身障害児の就学・教育相談は学級担任等と保護者間の児童個々の心身の障害等に基づく課題等について理解を深め、適切なアドバイスができるような信頼関係を築くことが大切である。本センター特殊教育課においても、心身障害児の就学・教育の電話相談（933-7555内線505）を行っており、先生方の学級等での問題に対処していきたいと思っておりますので御活用をお願いします。また「心身障害児の理解と教育」、「障害の特性と就学指導」等の冊子を発刊しておりあわせてその御活用をいただきたい。

教育工学的手法で

学習指導の工夫・改善を図ってみませんか

【教育工学研究室】

指導主事 立 津 裕 造

教育工学とは、何でしょうか。坂本昂氏は、次のように定義しています。「教育に関係した操作可能なすべての諸要因、すなわち、教育目標、教育内容、教材、教具、教育方法、教育環境、児童生徒の活動、教師の活動やそれらの相互関係を制御して、教育効果を最大ならしめることを実践的に研究する工学である。」

“工学”という語が「固い」「機械」などを連想させ、「むつかしい」というイメージや“とっつきにくい”“よくわからない”などの印象を与えているようです。また、教育工学の初期の頃、OHPやスライドなどの教育機器の利用が盛んに行われたこともあって、教育工学とは、「機器を使って授業を行うこと」等の誤解を抱く方もあります。

確かに、教育機器を有効に活用することは、教育工学の一分野ですが、それがすべてではありません。私たちが日頃実践しているプレテストによる児童生徒の実態把握は、教育工学的な分析の過程と言えましょう。生徒の実態に基づいた教材の準備、配列の工夫、効果的な提示の工夫、個に応じた発問やKRの工夫・・・は、無意識のうちにも教育工学的な和と手法と理論によってなされていると言えると思います。

先日、国の施策として沖縄マルチメディア特区構想がマスコミに取り上げられ、県民に情報化社会の進展を一段と身近に感じさせました。これからの高度情報化社会では、多量の知識を丸暗記するだけでは、あまり意味がありません。それよりも、自ら必要な情報を選択して収集・検索することができる能力を身につけ、その情報を正しく主体的に解釈し、自分なりの考えを加味して表現できる“力”をつけることが大切になります。すなわち、「生きる力」につながる能力を培うことです。そのような児童生徒を

育てるために、教師の研修が必要であり、教育工学研究室の役割には大きなものがあると考えております。

教育工学研究室では、平成8年度の長期研修員（半年）として現場の先生方を4人（小2、中1、高1）を採用し、現在2人の後期研修員が励んでおられます。

研究テーマは、「ビデオ教材の作成（小学校社会科の地域教材）」「コンピュータの学習ソフト作成（小学校算数科・中学校理科）」「パソコン通信で学習用フリーソフトの収集とその活用（高等学校化学科）」等で、様々な教科・領域への教育工学的なアプローチを行っております。短期研修講座（8月に実施・4日間）では、授業に生かせるビデオ教材の作成実習を行いました。

そのほかに、県立看護学校の依頼による視聴覚機器の活用やソフト作りの講座を実施しています。保健学科と助産学科の学生が教育工学研究室の講座を受けて、将来、保健婦や助産婦として活躍するために必要OHPのTPプレゼンテーション技法やビデオ編集法、ソフト作りなどを一日がかりで学んで帰ります。

以上、教育工学研究室の仕事の一端をご紹介しましたが、お分かりいただけましたでしょうか。分かって下さいましたならば、今度は先生方が、教育工学的手法で学習指導の工夫・改善を図ってみませんか。教育工学研究室では、いつでも先生方のご来訪を歓迎し、様々な形で先生方との“共働”を目指したいと考えております。

心身障害児の就学措置について

【特殊教育課】

指導主事 西 原 千 男

1 はじめに

心身に障害のある子供達が、個々の障害の状態や発達段階等の実態に即して、適切な教育が受けられるようにするためには、適正な就学相談等の充実が必要である。

県教育委員会においても心身障害児適正就学推進に関する調査研究、心身障害児就学指導地方研究協議会、市町村就学指導担当者研修会、医療行為を必要とする幼児児童生徒の教育対応検討委員会、心身障害児巡回就学・教育相談、来所及び電話による就学相談・教育相談及び県立特殊教育諸学校の教諭に委嘱した心身障害児就学相談員等を配置してその充実に努めているところである。

障害を持つ児童生徒の適正な就学を決するためには、その障害の種類や程度等を医学的、心理学的、教育的な観点からの確に判断するため県及び市町村教育委員会においては適正就学指導委員会を設置している。今回は心身に障害のある児童の就学について述べたい。

2 心身に障害のある児童の就学

心身に障害を持つ児童生徒のうち、特殊教育諸学校における教育の対象となる児童生徒の障害の程度については、学校教育法施行令第22条の3に規定されており、これに関する留意事項等及び小・中学校の特殊学級において教育する事が適当な児童生徒の障害の程度等について「教育上特別な取り扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月26日付け文特第309号通知）によって示されている。

各市町村教育委員会においては就学予定者については毎年10月31日までに学齢簿を作成し（学校教育法施行令第2条）、11月31日までにはあらかじめ健康診断を行い、心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行うため就学時健康診断を実施している（学校保健法施行令第1条）。

前述の文特第309号通知で、就学指導委員会は都道府県においては医師5人以上、教育職員7人以上及び児童福祉法に定める児童福祉施設の職員3人以上をもって、市町村にあつては、医師2人以上、教育職員7人以上及び児童福祉施設等の職員1人以上をもって組織することが望ましいことと示されている。また、その設置について条例による設置が望ましいこと。

なお、単独で設置することが困難な市町村にあつては、共同設置等の方法を考慮することと記されている。

本県においては53市町村中50市町村（1共同設置を含む）に設置され、就学時健康診断等で特殊教育の対象と見料される就学予定者等について、各市町村の適正就学指導委員会において就学時健康診断、関係学校長からの資料並びに委員による諸資料をもとに心身障害児の適正な就学について審議し、各市町村教育委員会教育長に対して答申を行っている。

その後、市町村教育委員会は12月31日までに、都道府県の教育委員会に対し、就学予定者のうち盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者もしくは病弱者で障害の程度が学校教育法第22条の3に規定する程度の者の氏名等を通知を行う（学校教育法施行令第11条）。

また、就学措置については特殊学級に該当する就学予定者については各市町村教育委員会が、県立特殊教育諸学校に就学するときは都道府県の教育委員会がその保護者に対して1月31日までに就学通知を行う。以上の経過を経て心身に障害をもつ児童の就学に関わる業務が完了する。

3 おわりに

心身障害児の就学相談・教育相談について、文部省は就学への不安をなくし早期から学校関係者が心身に障害を持つ児童の保護者等への相談に対処するため、0歳児からの相談体制の充実を目指して「早期教育相談」の実施を決めた。このことは保護者やもちろん保健所、児童相談所等関係福祉機関及び関係医療機関との連携、学校内における就学相談体制の整備等が課題になってくる。

学校における心身障害児の就学・教育相談は学級担任等と保護者間の児童個々の心身の障害等に基づく課題等について理解を深め、適切なアドバイスができるような信頼関係を築くことが大切である。本センター特殊教育課においても、心身障害児の就学・教育の電話相談（933-7555内線505）を行っており、先生方の学級等での問題に対処していきたいと思いますので御活用をお願いします。また「心身障害児の理解と教育」、「障害の特性と就学指導」等の冊子を発刊しておりあわせてその御活用をいただきたい。

理科 1 年長期研修について

【理科研修課】

研究主事 当 真 功

教育センターの長期研修事業の目的は「今日の教育課題を解決していくために、教科・領域に関する理論研究と実践力の向上及び教職員としての教養の深化を図り、使命感を持った積極的な人材を育成して学校教育の活性化と発展に資する」ことであります。そのことをふまえて理科の 1 年研修は、研修テーマの素材研究とその教材化、授業設計及び研究授業・授業研究会の実施、授業評価と授業改善という一連の流れで下表の通り系統的行っております。

4 月	テーマ検討会（A 4 紙 2 枚） テーマ設定理由と研修計画
5 月	素材研究、理論研究、実態調査 授業研究ゼミナール①（指導案作成方法）
6 月	素材研究、理論研究 授業研究ゼミナール②（授業評価について）
7 月	中間検討会Ⅰ（A 4 紙 10 枚） 素材研究と実態調査（生徒） 授業研究ゼミナール③（授業設計について） 授業研究ゼミナール④（観点別評価について）
8 月	指導計画と指導案の作成
9 月	中間検討会Ⅱ（A 4 紙 10 枚） 素材の教材化と授業設計（単元の指導計画と指導案作成） 授業研究ゼミナール⑤（授業参観について）
10 月	中間検討会Ⅲ(A4 紙 10 枚) 研究授業と授業研究の計画（単元の指導計画と授業の指導案）
11 月	授業実践（単元全体約 10 時間） マイクロティーチングⅠ～Ⅵ 研究授業及び授業研究会
12 月	授業の評価とまとめ

4～7 月は、主として理論研究や素材研究を行っておりますが、その中で、特徴的なことは、授業研

究ゼミナールであります。授業設計を教育工学的手法で分析し、フローチャート形式の指導案の作成を具体的に演習します。

授業研究ゼミナールは、1 年研修員 6 名が各々レポーターになり、割り当てられたテーマについて講義してから、みんなで意見交換をしながら学習し、最後に主事からの指導助言でまとめます。

研修員は、素材研究も進めながらゼミをやるので忙しい毎日ですが、各自の力量を高まるために研修を頑張っております。

下記の参考図書は、ゼミで使う資料です。

◇授業研究双書（Ⅰ～Ⅳ）発行：才能開発教育研究財団／教育工学研究協議会

- ・指導プログラムの理論と実践Ⅰ，Ⅱ
- ・授業評価の基本と実際Ⅲ，Ⅳ

◇授業技術講座（1～3）発行：ぎょうせい

- 1：授業を作る（授業設計）
- 2：授業を改善する（授業の分析と評価）
- 3：教師の実践的能力と授業技術(基礎編)
- 4：教師の実践的能力と授業技術(応用編)

8 月～11 月は、各自の研修テーマに沿った素材研究を基に授業設計をし、実際に一単元の授業（約 10 時間分）を実施します。担当主事と相談しながら一単元分の指導案を作成し、授業を実施します。

さらに、研究授業の前にマイクロティーチングを実施します。研修員・主事の参加の下で指導案の通りに模擬授業をおこないます。その結果をもとに指導案を練り直して実際の研究授業に望むのです。この時期が研修の山場で、ここを乗切ると研修員にも、安堵した顔を見ることができます。

12 月～3 月は、授業研究の評価のまとめと授業改善を行い、報告書をまとめていきます。

この研修の中でまとめられる資料は、理論研究・素材研究、授業設計の指導案やワークシート、授業評価と改善など膨大なものになりますが、報告

書に掲載されるのは、その一部だけです。特に、一単元分の指導案は、1冊にまとめられ、短研等で活用されております。現場の先生方にとっても参考になるものと期待しております

最後に、平成8年度一年研修員のテーマや素材研究の事例、研究授業の様子を写真で紹介しします。

◆平成8年度生の1年研修員のテーマと単元名

・原戸鉄二郎（安波中学校）

「光と音」の効果的な指導法と教材・教具の工夫（身近な素材とコンピュータを利用して）

中学1年理科第1分野－単元全体で9時間

・狩野哲郎（米須小学校）

科学する心を喚起する学習指導の工夫

（第6学年「星の動き」における教材教具の開発を通して）

単元全体で10時間（別に夏の星座3時間、冬の星座3時間）



（すごいな！エアドーム）

・山内昌雄（平安座中学校）

有用微生物を活用した「草花や野菜」の栽培技術家庭（栽培領域）単元全体9時間

・登川操（安田中学校）

思考力・判断力の育成をめざす指導の工夫（「身のまわりの物質とその変化」の学習を通して）

集合学習（楚洲、安田、安波の3中学）

中学1年理科第1分野、単元全体12時間

・岩本利章（コザ小学校）

基礎・基本の定着を図る指導の工夫

（第5学年「太陽と月の動き」を通して）

単元全体で11時間（別に夜間観察会2時間）

・東恩納照夫（北美小学校）

野外観察を取り入れた授業の工夫（校内の動物のくらしを通して）

第4学年「すずしくなつて」を通して

単元全体10時間



（落ち葉の服、どんな気分かな？）

◆素材研究で製作した教材・教具の事例 （狩野哲郎：米須小学校）

- ・可搬型大型天体望遠鏡（対物レンズ^φ45cm）
- ・エアドーム式大型透明半球
- ・星の動き観察箱（2種類）
- ・簡易天体写真機（レンズ付きフィルムの改造）
- ・星の位置測定機（正立ファインダーに三脚）
- ・折り畳み式全天立体星図
- ・夜光シールによる星座カード
- ・パソコンによる星の動きのシミュレーション
- ・星座ファインダー
- ・全天星座写真機、・星座早見盤
- ・星座観察カード、・天体ハネル

◆平成8年度の研究授業を終わって！

10月31日に始まった授業研究は、11月27日におこなわれた安田小中学校での研究授業が最後であった。安田を中心にして楚洲、安波の中学1年生が集合してのユニークな集合学習であった。研究授業終了後の授業研究会では、授業者の反省や感想、参加者からの質疑応答をへて授業改善の視点からの意見交換が活発におこなわれた。その後、安田中学の先生方やPTA会長を交えての懇親会も盛大におこなわれました。

また、夜の野鳥観察会を辺野喜ダム周辺でおこない、ヤンバルクイナを見ようとしたが、声を聞いただけで姿を見ることができなかったのは残念であった。

教育は、「育てる」ものが、「育つ」ものが

【理科研修課長】

上 門 清 春

12月初旬、所内はコスモスやペチニア、マリーゴールドたちが、我が美を競うが如く所内一杯に咲き乱れて賑わっている。センターの人気者リュウキュウヨシゴイも早朝から教材池の辺で餌をついばみながら、時折、人気を察して巧みに擬態し、人間さまを欺いている。その格好は実に愛敬のある姿で、なかなか気付かない代物である。人間さまはその姿に気付かずその横を通り過ぎて行く。その後、リュウキュウヨシゴイは誇らしげに抜き足刺し足で餌場に向かって行くその姿が実に滑稽で可愛らしい。長旅で疲れを癒しているシロハラやこのところ所内の主になったイソヒヨドリ等野鳥の泣き声もあちこちから聞こえてくる。教育センターはまさに「花と緑と野鳥の楽園」そのものである。それは、研修員の早朝からの掃除や毎週金曜日午後3時からの勤労体験・環境整備の成果である。

さて、研修員の会話の中に、気になることがあったので紹介しよう。

屋外の全体清掃の時である。研修員の先生から「雑草は全部刈取るのですか」、「野草は全部刈取るのですか」云々という質問があった。ここで、「雑草」「野草」という植物の呼び名が気になったので

ある。当センターでは、2カ月毎に屋外の全体清掃を所員と研修員で実施している。そ

の趣旨は、環境の保全とともに教材園としての屋外施設を維持管理するために、除草や枝打ち等を行なっている。だから、それぞれの教材園で「育てたくない植物は雑草」として刈取られ、「育てたい植物」は野草として教材に利用され、そのまま残されるのである。

このように「雑草」とか「野草」という植物の呼び名は、植物に対する人間さまの扱い方が如実に表れた表現ではないだろうか。すなわち、種を播いたり、苗を植えたりしたものは「育てる」といいますが、人間の意志とは無関係に自然に生えてきたものは「育つ」という表現をします。人間が主体か、植物が主体か、によって植物の呼び方が違うわけですね。人が主体の場合は「育てる」であり、植物が主体の場合は「育つ」である。このことは、我々が教育を考える上で、教師の教育姿勢を、主体を子どもに据えるか、教師に据えるか等、

教育上大切な意識が存在しているからである。

盆栽のように、伸びようとする枝を切ったり無理に曲げたりして主の思うままに「育てる」か、雑草のように自ら芽を出し、環境からの援助（養分や光）を受けながらたくましく「育っていく」雑草

のような児童生徒の教育をするか、に関わるからだ。

